

見積合わせ説明書

(単価契約) スニーカーの購入について

京都市住宅供給公社経営企画室総務課

京都市住宅供給公社におけるスニーカーの購入に係る単価契約につきまして、以下の条件で見積合わせを行いますので、お知らせさせていただきます。

令和8年5月15日

京都市住宅供給公社理事長 籾 哲也

1 見積合わせに付する事項

(1) 件名及び数量

件名 (単価契約) スニーカーの購入について

予定数量 仕様書のとおり

契約方法 単価契約

(2) 購入物品の特質等

見積合わせ説明書及び仕様書(以下「説明書等」という。)のとおり

(3) 契約期間

令和8年6月1日から令和9年5月31日まで

(4) 納入場所

仕様書のとおり

2 見積合わせ参加資格に関する事項

以下に掲げる見積合わせ参加資格のすべてを満たす者

- (1) 見積書を提出しようとする日(以下「提出日」という。)の前日において京都市契約事務規則(以下「規則」という。)第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿(物品)に登録されていること。
- (2) 見積提出期限までに、京都市競争入札等取扱要綱(以下「要綱」という。)第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止(以下「参加停止」という。)を受けていないこと。
- (3) 本件見積合わせに参加しようとする個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者(以下「代表者等」という。)が、本件見積合わせに参加しようとする他の代表者等と同一人でないこと。

3 見積合わせ決定方法等

- (1) 見積書(様式自由)の提出は、次に掲げる方法のいずれかによる。

ア 3 (1)イ場所へ持参し、又は郵送（以下この方法により見積書を提出しようとする者を「郵便利用者」という。）において提出すること。

(ア) 持参の場合

総務課において対応する。

(イ) 郵送の場合

郵便利用者は、見積書を封入する封筒は二重封筒とし、見積書を入れて封印した内封筒には、封筒の表面に「令和8年5月27日締切（単価契約）スニーカーの見積書」と記載し、裏面に見積書の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名、届出済みの受任者がある場合は、受任者に係る事務所の所在地及び氏名）を記載し、外封筒には、「令和8年5月27日締切（単価契約）スニーカーの見積書在中」と記載したうえ、封印すること。

イ 提出先

〒602-0872 京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561-10

京都市住宅供給公社（2階） 経営企画室総務課

電話 075-223-2121

(2) 見積りに当たっては、単価を設定することを条件とする。消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜き単価に予定数量を乗じたもの（以下「小計」という。）の合計金額（以下「総価」という。）を記入すること。

なお、次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

(ア) 代表者の記名押印がない見積書

(イ) 金額を訂正した見積書、また、金額以外の訂正箇所については訂正印のない見積書

(ウ) 誤字、脱字等により意思表示が不明確な見積書

(エ) 明らかに錯誤と認められる見積書

(オ) その他見積合わせに関する条件に違反した見積書

(3) 落札決定は、総価の比較によって行う。

(4) 契約の締結は、見積書の内訳欄に記載した税抜き単価により単価契約を行う。

(5) 見積合わせの前に見積合わせ参加者の数又は商号（法人にあつては名称）の公表は行わない。

4 見積期間

(1) 見積期間

令和8年5月27日（水）午後1時30分までに、3 (1)イの場所に必着させること。

5 落札決定日及び落札者の決定方法

落札決定日は、令和8年5月27日（水）とする。参加資格を有する者であり、予定価格の範囲内において、最も低い価格をもって見積書を提出した者を落札者とする。

6 落札決定の通知等

(1) 落札決定の通知

落札者に対しては、落札した旨について、落札決定日の午後2時以降に電話により通知する。

(2) 落札者以外の見積合わせ参加者に対する通知

落札決定日の翌日から4日（日数の計算に当たっては、休日を除く。次号において同じ。）以内に請求があった場合に限り、落札結果を口頭により通知する。ただし、同期間内に書面による通知を請求する旨の書面による請求があった場合は、書面による通知を行う。

(3) 見積合わせの執行結果の公表

見積合わせの執行結果は、契約金額が500万円以上の物品等の調達に当たらないため、契約の過程等の公表に関する要綱第19条第2号により公表しない。

(4) 落札者が契約を締結しない場合

落札者が契約を締結しないときは、契約辞退に該当するため、3箇月の競争入札参加停止を行い、さらに当該見積金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。

7 見積合わせの無効

(1) 規則第6条の2各号（第3号を除く。）に定めるもののほか、提出した見積書に虚偽の記載をした者が行った見積書は、無効とする。

(2) この見積合わせにおいて、代表者等と同一人である者の双方が見積合わせに参加したことが判明したときは、当該代表者等及び同一人である者が提出した見積書は、規則第6条の2第12号に基づきそれぞれ無効とする。

また、この見積合わせにより落札者を決定した場合において、契約を締結するまでの間に、落札者となった代表者等が、この見積合わせにおいて見積書を提出した他の代表者等と同一人であったことが判明したときは、契約を締結しない。

8 禁止事項

- (1) 本件見積合わせにおいて落札し、契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）は、本件見積合わせにおいて互いに競争相手であった落札者以外の者（以下「非落札者」という。）から契約の履行に必要な物件（落札者の商標を付して製作された物件を除く。以下同じ。）又は役務を調達してはならない。
- (2) 非落札者は、契約者に対して、契約の履行に必要な物件又は役務を契約者に供給してはならない。
- (3) (1)及び(2)の規定は、契約者が、非落札者以外の者を経由して非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務を調達したとき及び特許権その他の排他的権利に係る物件の調達その他のやむを得ない事由により、非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務の一部を調達する必要があるため、あらかじめ文書による公社の承諾を得た場合は適用しない。

9 契約書の作成

契約書は2通作成し、公社及び落札者がそれぞれ各1通を保有する。

10 見積合わせ及び契約に関する問合せ先

3 (1)イに同じ。

11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出された資料は、返却しない。
- (3) 予定数量は予定であり、見積書提出の予定数量と実際の数量との増減が発生しても補償は行わない。